

活動火山対策特別措置法改正に関する要望に係る 火山防災強化市町村ネットワーク総会

1 活動火山対策特別措置法改正に関する要望事項（案）・・・P 1

参考 火山防災強化市町村ネットワーク規約・・・・・・・・・・P 4

1 活動火山対策特別措置法改正に関する要望事項（案）

火山噴火予知・対策推進議員連盟から活動火山対策特別措置法改正に関する要望の提出依頼があったことから、10月及び11月に同議員連盟に提出した「火山防災対策の強化に関する要望書」を同法改正の観点から再構成し提出するものです。

火山は、その壮大な景観や温泉など、人々を魅了する様々な資源をもたらすとともに、火山灰土壌によって豊かな農作物が育まれるなど、恵みの源となっている一方、噴火に伴う災害は、人々の生命や財産に重大な損害を与え、住民生活さらには社会経済活動に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

111もの活火山を有する火山国である我が国においては、平成27年7月に活動火山対策特別措置法を改正し、同法に基づく火山防災強化の取組が進められてきたところです。しかしながら、火山噴火はその他の自然災害に比して低頻度で起こるにも関わらず、降灰・噴石や火砕流等の火山現象に加え、泥流・土石流など、特殊かつ多様な現象を引き起こす恐れがあり、かつ、現行の地方自治体における防災体制では火山防災に係る知識や経験の蓄積が進んでおらず対応が困難な状況にあります。また、規模の大きい噴火では、災害が一つの市町村区域に留まらず広範囲に及び、日本国内さらには世界経済への影響は計り知れないものであります。このようなことから、火山防災強化市町村ネットワークでは、貴議員連盟に対し、令和4年10月及び11月に「火山防災対策の強化に関する要望書」を提出いたしました。

このたび、貴議員連盟において活動火山対策特別措置法の改正について検討を進められるにあたり、同要望書の内容を反映されるよう下記の事項について強く要望いたします。

記

1 火山の研究及び監視・観測体制の充実・強化

火山防災に資する火山活動の解明・予測に向けた研究や監視・観測体制の充実・強化については国が主体的に行うとともに、そのために必要な経費を予算に計上すること。

2 避難計画の策定及び実施の推進

国は、火山活動による被害想定調査を実施し、それに即したハザードマップや避難計画を、関係自治体の意見を踏まえて作成・改訂すること。

また、避難・救助活動等の体制強化のための支援措置を講じること。

3 降灰対策に係る施策の策定及び実施の推進

火山噴火は発生頻度が低いものの、ひとたび噴火が起こり、降灰に見舞われた場合、市町村はノウハウがない中で対応に追われることから、国は、降灰による被害軽減のため、それぞれの火山の特性・地域の状況に応じた降灰除去や健康対策、防災営農などに関する取扱い指針を作成すること。

また、大量の降灰に対しては、市町村単独による対策に限界があることから、降灰の除去をはじめ、火山灰の仮置き場や処分場の確保・調整等を含めた広域的な観点からの対策は国が主体となって行うこと。

4 大規模噴火発生時に係る対策の策定及び実施の推進

大規模噴火が発生し、大量軽石火山灰の降下などが生じた場合は、地域住民の生活や社会経済活動に大きな混乱をきたすことが懸念されることから、国は、火山地域における効果的な防災対策を推進するため、大規模噴火発生時における情報収集や警戒避難体制の確保についての指針を作成すること。

また、大規模噴火時には、都道府県境をまたいだ広域避難も想定されることから、国は、医療機関や社会福祉施設における避難行動要支援者の避難先の確保・調整が必要な市町村に対し、予め必要な措置を講じること。

さらに、大規模噴火が発生した場合において、災害応急対策、災害復旧、災害廃棄物の処理その他関係都道府県及び関係市町村の業務が円滑かつ適切に実施されるよう、広域的な連携協力体制を構築すること。

5 火山活動対策の財源措置及び国が主体となった社会資本整備

火山活動対策に要する経費の財源措置を充実・強化するとともに避難路・退避壕等の整備を拡充すること。

また、火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業など「減災」の視点を取り入れた社会資本整備については国が主体となって推進すること。

6 国による情報の伝達

国は、住民等が火山現象に関する情報を速やかに入手し、避難等の命を守る行動を取ることができるよう、緊急速報メール等の適切な手段により、正確かつ迅速な分かりやすい情報の提供を広く行うこと。

火山防災強化市町村ネットワーク規約

(名称)

第1条 この組織は、火山防災強化市町村ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 本ネットワークは、市町村における火山防災の強化推進を目的とする。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市町村における火山防災の強化推進に係る要望活動に関すること。
- (2) 火山防災に係る知識・経験の蓄積と情報共有に関すること。
- (3) その他本ネットワークが特に定めること。

(組織)

第4条 本ネットワークは、別表に掲げる市町村の代表者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 本ネットワークに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 15名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、鹿児島市長とする。

- 2 副会長及び幹事は、会員の中から、会長が指名するものとし、その任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、本ネットワークを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 副会長及び幹事の任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第8条 本ネットワークの総会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

(総会の議事)

第9条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 市町村における火山防災の強化推進に係る要望内容

(2) その他会長が必要と認めた事項

(議事の運営)

第10条 総会は、会員の半数以上が出席することをもって開くことができるとし、やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会を開くことができない事態が生じた場合は、書面により、審議し、決定することができる。

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第11条 本ネットワークの事務を処理するため、事務局を鹿児島市に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めのあるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は、令和2年7月14日から施行する。

この規約は、令和3年7月21日から施行する。

この規約は、令和4年7月22日から施行する。

別表（第4条関係）

北海道	函館市、釧路市、苫小牧市、千歳市、富良野市、登別市、伊達市、七飯町、鹿部町、森町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、新得町、足寄町、弟子屈町、白糠町
青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村
岩手県	盛岡市、一関市、二戸市、八幡平市、滝沢市、雫石町
宮城県	栗原市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町、羽後町
山形県	山形市、米沢市、酒田市、上山市、遊佐町
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、喜多方市、二本松市、本宮市、大玉村、下郷町、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、西郷村
栃木県	日光市、那須塩原市、那須町
群馬県	沼田市、中之条町、長野原町、嬭恋村、片品村
東京都	新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、開成町、箱根町
新潟県	糸魚川市、妙高市
富山県	立山町
石川県	白山市
山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	松本市、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、王滝村、木曽町
岐阜県	高山市、下呂市、白川村
静岡県	静岡市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、清水町、長泉町、小山町
長崎県	島原市、雲仙市、南島原市
熊本県	阿蘇市、高森町、南阿蘇村
大分県	別府市、竹田市、宇佐市、由布市、日出町、九重町
宮崎県	都城市、小林市、えびの市、高原町
鹿児島県	鹿児島市、垂水市、霧島市、三島村、十島村、湧水町、屋久島町